平成２５年（フ）第５０２号
堺市南区高倉台２丁８番31号　南２号室、前住所堺市南区高倉台３丁１番６―308号
債務者　田中めぐみ（旧姓神吉）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
堺市堺区甲斐町西１丁２番28号　メゾンドール堺303号、前住所堺市堺区市之町西２丁１番９―1304号
債務者　土屋　鉄平
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
堺市東区日置荘西町２丁８番10―403号
債務者　屋山　昭徳
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
大阪府高石市東羽衣３丁目15番20―101号、前住所大阪府高石市東羽衣２丁目９番13号
債務者　小山　節子（旧姓阿江・寺口）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福岡県大川市大字酒見825番地10　喜多製作所アパート201号室、住民票上の住所福岡県大川市大字酒見825番地10
債務者　宮原　親志
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
福岡県大川市大字酒見825番地10　喜多製作所アパート201号室、住民票上の住所福岡県大川市大字酒見825番地10
債務者　宮原　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長崎県長崎市錦１丁目17番22号　サンハウスＢ号
債務者　森高　勇哉
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
北海道伊達市大滝区北湯沢温泉町20番地３北湯沢リハビリセンター、前住所北海道伊達市末永町47番地　電化荘102号室
債務者　遠藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
北海道伊達市末永町33番地90　コーポエイトＣ号室、前住所北海道伊達市西浜町109番地　宮田芳子方
債務者　宮田　喜幸
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
岐阜県土岐市泉神栄町２丁目54番地
債務者　後藤　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２１９号
愛知県一宮市千秋町浮野字海道１番地
債務者　小川　雅人
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２０号
愛知県一宮市千秋町浮野字海道１番地
債務者　田中　正市
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７号
京都府南丹市園部町小桜町77番地５、前住所京都市東山区本町14丁目255番地
債務者　本町）ホテイムセンこと　日野　　透
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
京都府南丹市園部町小桜町77番地５、前住所京都市東山区本町14丁目255番地
債務者　日野　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
大阪府和泉市小田町633番地の４
債務者　内田　美保
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
大阪府和泉市池田下町2046番地の１、前住所大阪府和泉市光明台３丁目１番11―401号
債務者　出水　　衛
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番８―306号
債務者　井阪　勝彦
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係